

平成29年12月6日

食品衛生関係団体各位

大阪府健康医療部長  
大阪市健康局長  
堺市保健所長  
豊中市健康福祉部長  
高槻市健康福祉部長  
枚方市健康部長  
東大阪市健康部長

### ノロウイルスによる食中毒防止の徹底について（依頼）

日頃は、食品衛生行政の推進について格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

ノロウイルスによる食中毒は冬期に多数発生し、また、ウイルスの感染力が強いことから事件1件あたりの患者数が多くなる傾向にあり、社会的にも大きな影響を与えています。

なお、近年のノロウイルス食中毒の約8割は、食品取扱者を介した食品の汚染が原因であることから、手洗い及び食品取扱者の健康状態の確認や記録を行うこと等による衛生管理を徹底することが重要です。また、加熱せずにそのまま喫食される乾物や摂取量が少ない食品であっても食中毒の原因となることがあり、あらゆる食品等事業者における食品への汚染予防が重要な対策となっています。

つきましては、貴団体傘下会員・組合員の方々に対し下記の事項を周知徹底していただくとともに、食中毒防止に努めていただきますようお願いいたします。

#### 記

##### (1) 食品取扱者及び施設の衛生管理について

- ◆ 食品取扱者の健康状態を確認し、その結果を記録すること。下痢・嘔吐等の症状がある場合は、食品を取り扱う作業に従事しないこと。回復後もしばらくの間は糞便中にウイルスが含まれるため、特に直接食品に触れる作業は控えること。
- ◆ 日頃から手洗いを励行し、特に調理を行う前やトイレに行った後には流水・石けんによる手洗いを2回以上繰り返し、しっかりと手指の洗浄を行うこと。また、トイレを清潔に保つ等、ノロウイルスへの感染予防に努めること。
- ◆ ノロウイルスは感染していても症状が現れない場合があることから、食品の

盛り付け時や加熱工程のない食品の取り扱い時は使い捨ての手袋を着用し、こまめに交換すること。

- ◆ トイレには、作業時に着用する外衣、帽子、履物のまま入らないこと。
- ◆ 手洗いに使用するタオルは共用せず、ペーパータオル等を使用すること。
- ◆ 嘔吐物や糞便で施設等が汚染された場合は、使い捨ての手袋、マスク等を着用し、嘔吐物や糞便が乾燥しないうちに雑巾やタオル等で拭きとった後、汚染された場所を次亜塩素酸ナトリウム水溶液（塩素濃度約200ppm<sup>\*</sup>）等で浸すように拭きとり、感染の拡大防止を図ること。

※業務用の次亜塩素酸ナトリウム（12%）であれば、1.5Lペットボトルのキャップ半量分（2.5ml）の製品に対して1本分の水（1.5L）を加えると約200ppmになる。

## （2）食品調理及び調理器具の取り扱いについて

- ◆ 食品は中心部まで十分に加熱調理すること。特に二枚貝はノロウイルスを蓄積している可能性があることから、生食用として提供することは避け、中心部まで十分に加熱して提供すること。（中心温度85℃～90℃で90秒間以上）
- ◆ 調理器具は用途に応じて使い分け、使用後は十分に洗浄し、熱湯（85℃以上）に1分間以上浸すか消毒剤で浸すように拭くこと。塩素系消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水、次亜塩素酸水等）やエタノール系消毒剤を使用する場合、ノロウイルスに対する不活化効果を期待できる濃度・方法等製品の指示を守って使用すること。

### （参考）

- ・食中毒の原因（細菌以外）－ノロウイルス（厚生労働省）  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/syokuchu/03.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/03.html)
- ・ノロウイルスに関するQ&A（厚生労働省）  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html)
- ・感染症発生動向調査（IDWR）について（国立感染症研究所）  
<http://www.nih.go.jp/niid/ja/data.html>

衛生管理等に関する個別のご相談・お問い合わせ先

保健所名	所管地域	所在地	電話
大阪府池田保健所	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	池田市満寿美町3-19	072-751-2990
大阪府吹田保健所	吹田市	吹田市出口町19-3	06-6339-2225
大阪府茨木保健所	茨木市、摂津市、島本町	茨木市大住町8-11	072-620-6706
大阪府四條畷保健所	四條畷市、交野市、大東市	四條畷市江瀬美町1-16	072-878-4480
大阪府寝屋川保健所	寝屋川市	寝屋川市八坂町28-3	072-829-7771
大阪府守口保健所	守口市、門真市	守口市京阪本通2丁目5番5号	06-6993-3134
大阪府八尾保健所	八尾市、柏原市	八尾市清水町1-2-5	072-994-0661
大阪府藤井寺保健所	藤井寺市、羽曳野市、松原市	藤井寺市藤井寺1-8-36	072-952-6165
大阪府富田林保健所	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	富田林市寿町3-1-35	0721-23-2681
大阪府和泉保健所	和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町	和泉市府中町6-12-3	0725-41-1342
大阪府岸和田保健所	岸和田市、貝塚市	岸和田市野田町3-13-1	072-422-5681
大阪府泉佐野保健所	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町	泉佐野市上瓦屋583-1	072-464-9688
大阪市保健所北部生活衛生監視事務所	大阪市（北区、都島区、淀川区、東淀川区、旭区）	大阪市北区扇町2-1-27 （北区役所2階）	06-6313-9518
大阪市保健所西部生活衛生監視事務所	大阪市（福島区、此花区、西区、港区、大正区、西淀川区）	大阪市港区市岡1-15-25 （港区役所4階）	06-6576-9240
大阪市保健所東部生活衛生監視事務所	大阪市（中央区、天王寺区、浪速区、東成区、生野区、城東区、鶴見区）	大阪市中央区久太郎町1-2-27 （中央区役所3階）	06-6267-9888
大阪市保健所南東部生活衛生監視事務所	大阪市（阿倍野区、東住吉区、平野区）	大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000 （あべのメディックス10階）	06-6647-0723
大阪市保健所南西部生活衛生監視事務所	大阪市（住之江区、住吉区、西成区）	大阪市住之江区浜口東3-5-16 （住之江区保健福祉センター1分館1階）	06-4301-7240
堺市保健所	堺市	堺市堺区南瓦町3-1	072-222-9925
豊中市保健所	豊中市	豊中市中桜塚4-11-1	06-6152-7320
高槻市保健所	高槻市	高槻市城東町5-7	072-661-9331
枚方市保健所	枚方市	枚方市大垣内町2-2-2	072-807-7624
東大阪市保健所	東大阪市	東大阪市岩田町4-3-22-500	072-960-3803

文書の発出に関するお問い合わせ先（◎印は本文書の担当自治体）

自治体	担当	所在地	電話
大阪府◎	健康医療部食の安全推進課監視指導グループ	大阪市中央区大手前2	06-6944-6835
大阪市	健康局健康推進部生活衛生課食品衛生グループ	大阪市北区中之島1-3-20	06-6208-9991
堺市	堺市保健所食品衛生課	堺市堺区南瓦町3-1	072-222-9925
豊中市	豊中市保健所衛生管理課	豊中市中桜塚4-11-1	06-6152-7320
高槻市	高槻市保健所保健衛生課	高槻市城東町5-7	072-661-9331
枚方市	枚方市保健所保健衛生課	枚方市大垣内町2-2-2	072-807-7624
東大阪市	東大阪市保健所食品衛生課	東大阪市岩田町4-3-22-500	072-960-3803

